

7 修理第1110号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称

株式会社フロンティアインターナショナル

事業所の
所 在 地

東京都町田市忠生3丁目1番50号

事業所の
名 称

株式会社フロンティアインターナショナル 町田事務所

修理区分

動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の
有効期間

令和7年6月16日から
令和12年6月15日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和7年5月19日

農林水産大臣 江藤 拓